

鳥取県社会福祉施設・医療機関における感染予防（自主隔離）緊急対策補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県社会福祉施設・医療機関における感染予防（自主隔離）緊急対策補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、県外からの帰省者等との接触等による家庭内感染を避けるため、社会福祉施設・医療機関等の職員がホテル等に自主隔離する際の宿泊費用等を支援することにより、新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止対策を推進することを目的とする。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる事業の実施者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 また、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請及び実績報告の時期等）

第4条 規則第5条第1項の交付申請は、別途、施設等を所管する担当課長が定める期日までに行わなければならない。なお、規則第5条第1項の申請書は様式第1号によるものとする。

2 規則第5条第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

（交付決定及び交付額確定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から起算して、30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

（実績報告の省略等）

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、本補助金の交付申請の提出をもって、報告があったものとみなす。

（雑則）

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年8月10日以降の宿泊から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 交付限度額
宿泊施設の借上げ	<p>次に掲げる県内に所在する社会福祉施設等を運営する法人等</p> <p>1 高齢者施設 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護・療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（上記に対応する予防給付、総合事業があるサービスについてはそれも含む）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス</p> <p>2 障がい者施設 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、地域生活支援事業（ただし、障がい者等に対し直接的にサービスを提供する事業に限る）</p> <p>3 保護施設 救護施設</p> <p>4 医療機関 病院、診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション、助産所</p>	<p>左欄の社会福祉施設等の職員の、令和4年8月10日から令和4年8月31日及び令和4年12月28日から令和5年1月31日の期間に係る宿泊施設の借上げに要する経費。（消費税及び地方消費税は除く。） 宿泊利用者が支払った宿泊料を法人が負担する場合も含む。</p>	10分の10	<p>(1)日単位で借り上げる場合</p> <p>1部屋につき1日あたり6,000円又は宿泊料のいずれか少ない額</p> <p>(2)月単位で借り上げる場合</p> <p>1部屋につき1日あたり、月契約額を日割りした額又は6,000円のいずれか少ない額。</p>

鳥取県社会福祉施設・医療機関における感染予防（自主隔離）緊急対策補助金交付申請書

鳥取県知事 様

(申請者)
郵便番号 _____
住所 _____
氏名 _____
(団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)
担当者名 _____
電話番号 _____
電子メール _____

社会福祉施設・医療機関における感染予防（自主隔離）緊急対策補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額及び実績額 円（内訳は別添のとおり）
- 2 他の補助金の活用の有無
 - 同種の補助金の利用（予定含む）はない。
 - 以下の補助金を申請（予定含む）しているが、対象経費の重複はない。
 - 補助金名（ ） 交付団体（ ）
- 3 添付資料
 - 様式（第4条関係） 所要（精算）額調書
 - 宿泊料の領収書の写し
 - 宿泊施設との部屋の借上げに関する申込書又は契約書等の写し（ない場合は不要）
 - 宿泊者リスト（職氏名及び宿泊日を記載すること、任意様式）
 - 宿泊者が精算した場合、それを法人が負担することを証する書類（任意様式）
 - 口座振込依頼書

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

鳥取県知事 氏 名
(公印省略)

鳥取県社会福祉施設・医療機関における感染予防（自主隔離）緊急対策補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県社会福祉施設・医療機関における感染予防緊急対策補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。